新型コロナウイルス感染症対策を含む夏季休業明け以降の対応について

令和２年８月２０日付（鳥取県より通知）

（１）公共交通機関内での生徒の行動について

・登下校中の公共交通機関での生徒の行動について、県民から生徒がマスクを着用していないことへの

厳しい意見を多数いただいていることから、次の点の徹底を繰り返し図ること。

→車両内では必ずマスクを着用すること。

車両の出入口付近に留まらず、空いているスペースに移動して乗車すること。

会話する際は、大声を出さず控えめにすること。

（２）教育活動について

・学校生活、授業等においては、マスクの着用を徹底すること

・実習等では十分な距離をとり、密を避けること等を徹底すること。

・教育活動で延期が可能な事業については、延期を検討すること。

・外気が入りにくく、換気扇がない部屋やトレーニング室等については、扇風機等を設置して換気できるようにした上で使用すること。

・資格に係る試験や校外模試等を校内で実施する場合は、熱中症に留意の上、マスクの着用を徹底する

とともに、教室内の生徒同士の距離を１ｍ～２ｍ確保し、定期的な換気を徹底すること。

（３）生徒の体調把握について

・登校時に生徒の体調把握を行い、体調不良の生徒は無理をさせず、帰宅させ自宅で休養させること。

・生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合について(確認)

自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「出席停止」とし指導要録上も

「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録をする。

ただし、病院を受診し、医師から風邪等の新型コロナウイルス感染症以外の診断が下された場合は、

それ以降は病欠扱いとなる。

　　・感染の予防上、保護者が生徒等を出席させなかった場合について（確認）

　　　　新型コロナウイルス感染流行に対してその予防上、保護者が生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いにつ

いては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱う。

なお、保護者の心配の内容に応じて、学校での感染症対策について丁寧に説明するとともに、保護者が児童

生徒等を出席させなかった場合においても家庭での学習方法について丁寧に説明する等の工夫を行う。

（４）生徒の進路活動について

　　・大学・短期大学・専門学校・企業見学会は学校・事業所側からの延期・中止の要請がなければ計画通り実施してよい。

但し、下記の感染防止対策を再度確認、徹底し、慎重な行動をすること。

　　　　　※保護者・担任・担当者と協議し決定すること。

　※移動については「基本的感染予防策（手指消毒やマスク着用、大声を避ける、十分な換気など）の徹底や三密を極力避ける」など感染のリスクが高い状況を控えるようにする。

　※商業施設など多くの人が集まる場所、大人数での会食等に行く場合少しでも体調が悪ければ出歩かないことを心がける。もし行く場合は、マスクの着用を徹底するとともに密を避けるなど、感染防止対策を

徹底すること。

　　　　　※**県外より帰鳥してから、発熱・風邪症状等の体調不良の時は無理をせず、体調を整えてから学校へ登校**

**すること。**

※**登校に対して不安のある生徒は学校に相談すること。**

※**感染症の予防上、保護者が生徒等を出席させなかった場合について**

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が生徒等を出席させなかった

場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはしない。

なお、保護者の心配の内容に応じて、学校での感染症対策について丁寧に説明するとともに、保護者が生徒等を出席させなかった場合においても家庭での学習方法について丁寧に説明する等の工夫を行う。

（５）学校行事について (９月１日付一部変更)

１．学校祭（体育祭）

原則、教職員・生徒のみの参加とし、例年と同様の活動はできないことに留意して実施。

内容、規模、期間を短縮するなど感染防止対策を徹底した上で実施する。

なお、熱中症の事故防止のため、学校祭（体育祭）の内容・競技種目を再検討し、時間短縮を努める

とともに、学校祭（体育祭）当日は、天候により途中での内容変更・中止も視野に入れること。

２ 修学旅行等

９月以降、実施可能とする。ただし、本県が定める「特別感染警戒地域」、「重要感染警戒地域」へ

の修学旅行は極力控えることとし、実施する場合は、「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人

と人との感染防止距離(概ね２m)を取る、距離が取れない場合のマスク着用、こまめな手洗い等の感

染予防に万全の注意を払うこと。

なお、生徒がふるさとについて学ぶ機会の創出や新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減

などの観点から県内等の修学旅行への変更も検討すること。現在９月補正予算で支援を検討中。

３ 県外からの講師招聘

県外から講師招聘を行う場合は、原則、オンラインでの開催を依頼することとし、やむを得ない場

合は、講師に感染症対策の徹底を要請した上で実施する。

４ 宿泊を伴う活動

９月以降、実施可能とするが、８月と同様安全な宿泊となることを条件として許可する。

＜安全な宿泊とは＞

・宿舎は原則個室。個室が確保できずやむを得ず相部屋となる場合は、部屋の利用人数を収容

定員の５０％以下とすること。

・食事においては、感染予防策（食事中以外のマスク着用、適切な距離の確保、料理は大皿で

はなく一人盛り、大声で話さないなど）を徹底すること。

・マスク着用を原則として、やむを得ずマスクを外す場合には周囲との距離を２ｍ以上確保す

ること。

 ５ 高等学校体験入学・授業参観等

８月に中止した高等学校体験入学・授業参観等については、令和２年１０月１０日～１２日に代替

措置による開催を予定しており、別途、各校に実施計画等について照会している**。**

（６）部活動について (９月１日付一部変更)

１「部活動」大会への参加及び大会 実施 における ガイドライン９月 １日 以降、県外で開催される大会への参加は可とする。ただし、真に必要な場合を除いて、県が定める「特別感染警戒地域」「重要 感染警戒地域」で開催される大会へ の参加は極力控える。なお、大会に参加する場合は、最大限の感染防止対策を講じるとともに、大会後は、検温 を含め体調管理をしっかり行う 。 併せて、厚生労働省の 新型コロナウイルス接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）を活用する 。

２　運動部活動、文化部活動ともに、それぞれのガイドライン及び制限緩和に係る方針に基づき、密にな

　　　　　る場面を徹底して避ける等、更なる感染防止対策を図った上で実施するとともに、生徒の体調に十分

配慮し、発熱等の風邪の症状がある場合は、活動に参加させず、十分な休養を取るよう指導すること

を再度徹底すること。

３ 練習時間は、平日　３時間　　土・日（４時間どちらかは休養日にする。）

・ただし、試合が近い（試合日の約１ヶ月前）・合同練習会・練習試合等ある場合はその週の平日に必ず休養日を１日必ず作る。

・上記の件で 土・日 部活動を行う場合、練習時間は１日３時間とする

４　熱中症の対策も同様にすること。

　　　５　大会参加・練習試合・合同練習会・宿泊を伴う参加等における９月１日以降のガイドライン、令和２年８月３１日版「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン（運動部）」「大会（定期演奏会等の発表会を含む）への参加及び実施におけるガイドライン」を基本に行う。

（７）家庭での感染防止対策の徹底について

・毎朝、検温（生徒全員）を行うこと。

・登校・外出前には必ず検温し、発熱等の風邪症状がある場合は、無理をせず外出を控え休養すること。

・商業施設など、多くの人が集まる場所に行く場合は、マスクの着用を徹底するとともに、密を避ける

など、感染防止対策を徹底すること。

・新型コロナウイルス感染症を疑う場合（ＰＣＲ検査の実施等）は、夏季休業中であっても発熱・帰国

者・接触者相談センターへ相談するとともに、すみやかに学校に連絡すること。

（８）教職員、生徒（その同居家族を含む）がＰＣＲ検査を実施した際の学校の対応について

・休日等においても、公用携帯電話の活用等、確実な連絡体制を構築すること。なお、連絡を受けた場

合は、当該情報を直ちに県に報告すること。

（９）感染者が確認された場合

生徒等の場合

・学校は当該生徒等について、治癒するまでの間、出席停止とする。

・学校は速やかに総合教育推進課及び所轄の保健所にも報告する。

・感染者が発生した場合14日間臨時休業とすることを基本とする。ただし、その実施の規模及び期間に

ついては、所轄の保健所の疫学調査を踏まえ、専門家と相談の上、当該生徒等の学校内における活動の

態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否を総合的に判断して、最終的に決

定し、県の総合教育推進課へ報告することとする。

・学校は、関係機関の指示に従い、校内の消毒を行う。

・学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する

教職員の場合

・校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

・なお、以降の対応については、「児童生徒等の場合」と同様の取扱いとする

（教職員においても、感染者と判明した場合、原則として、14日間の臨時休業とする。）

・また、感染が疑われる場合には、保健所の検査結果を待たず直ちに感染の疑いのある教職員へ在宅勤務

命令等を行い、PCR検査で陽性となった場合は、速やかに風邪症状等が発現した日（発症日）の14日前

からの行動歴を提出すること。

（１０）濃厚接触者を把握した場合

生徒等の場合

　　　　 ・生徒が濃厚接触者に特定された場合

→ 感染者と最後に接触した日から起算して２週間、その生徒を出席停止とする。

・生徒の家族が濃厚接触者に特定された場合

→ 生徒は、体調に問題がなければ登校する。ただし、生徒、保護者から登校への不安等の相談が

あった場合は、丁寧な対応を行い、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」とすることがで

きることや、発熱・帰国者・接触者相談センターに相談すること等を伝える。

教職員の場合

・学校は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握し

た場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、

感染者と最後に接触をした日から起算して２週間、当該教職員を休ませる。

　　　　・上記について、学校が把握した場合は、速やかに県の関係機関に報告をする。

（１３）寮について　　　本校別紙「寮における新型コロナウイルス感染症対策」に記載

新型コロナウイルス感染症に係る、９月以降の対応について　　　　　　（８月３１日付　鳥取県より通知）

感染防止について在校時のみならず、通勤・通学、放課後等を含め、教職員はもとより、生徒も自分事として実践

できるようお願いします。

＜８月２０日知事メッセージ抜粋＞

・県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとってい

ただくようお願いします。

・お盆期間中の接触による感染が現れてくる期間に入ってきました。身近なところで感染する可能性もあり、十

分に注意してください。

・親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。引き続き「三つの密(密閉、密集、密

接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね２m)を取る、距離が取れない場合のマスク着用、こまめな手洗

い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いします。

・少しでも体調が悪ければ通勤・通学を含め外出は控え、まず 「発熱・帰国者・接触者相 談センター」にご相

談ください。

・患者、新型コロナウイルス感染症で治療に当たる医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別

を行うことは決して許されません。新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている患者、医療従事者の皆さま

をみんなで応援しましょう。

＜鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例＞

（公布された条例のあらましより一部抜粋）

・県民は、自ら新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めるとともに、クラスター対策及びクラスター発生時

の感染の拡大の防止のための対策に協力するものとする。

・何人も、新型コロナウイルス感染症に感染したこと等を理由として、インターネット等を通じた誹謗中傷、著

しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動又は不当な差別的取扱い（以下「誹謗

中傷等」という。）をしてはならないこととし、県は、誹謗中傷等が行われないようにするため、新型コロナ

ウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発及び誹謗中傷等を被った者に対する支援その他必要な措置を講

ずるものとする。

